

# **寝屋川市中核市移行基本方針**

～笑顔あふれる寝屋川へ！！次のステージへ！！～

平成 29（2017）年 11 月

## はじめに

本市は、市民福祉を向上するためには、行政権能の充実と自己決定、自己責任による自治経営が重要であるとの観点で、平成 13（2001）年 4 月に特例市に移行するとともに、大阪府（以下「府」とします。）の大阪版地方分権推進制度に基づき、積極的に事務移譲を受け、市民の利便性の向上や特色あるまちづくりを推進してきました。

人口減少、少子高齢化といった現下の社会情勢において、本市が大阪府北河内地域の中核を担う都市として、今後更に発展していくためには、基礎自治体としての力をより充実させるとともに、府のみならず、関西、全国へと、より広い視野で、他市にない特色と魅力を一層高め、都市格を向上していくことが必要となります。

平成 27（2015）年施行の改正地方自治法によって、特例市制度が廃止され、政令指定都市に次ぐ行政権能を有する中核市の指定要件が「人口 20 万以上の市」に緩和されたことで、本市も移行が可能となりました。

このことは、本市の行政運営における権能や裁量を更に拡充し、より市民ニーズを反映したきめ細かな行政サービスと特色あるまちづくりを大きく推進するチャンスといえます。

特に、中核市が有する「保健所設置の権限」によって、本市の「命を守る」を基本とした「子どもを守る」「街を守る」「生活（暮らし）を守る」の各施策をより一層推進できるものと考えています。

中核市移行を本市の新たな未来を拓く契機と捉え、新しく行う事務や専門性を見据えた体制整備と内部統制の強化による「市役所の格」の向上、安全安心・市民福祉・まちの魅力など、「まちの格」の向上を図り、地域の、国の中核を担う都市としてふさわしい都市格を有するまちへと、平成 31（2019）年 4 月の中核市移行に向け、着実に取組を進めてまいります。

## 目 次

<b>1 中核市の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 中核市の制度	
(2) 中核市が処理する主な事務	
(3) 全国各市の状況	
(4) 中核市指定の手続	
<b>2 中核市移行の基本的な考え方</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) 国・府の地方分権改革	
(2) 本市の考えとこれまでの取組	
(3) 本市の課題と今後求められる対策	
(4) 移行により目指す都市像	
<b>3 新たな事務権限をいかした施策展開</b> . . . . .	<b>8</b>
(1) 命（いのち）	
(2) 生活（くらし）	
(3) 未来（みらい）	
<b>4 中核市移行に向けた準備</b> . . . . .	<b>11</b>
(1) これまでの主な取組と準備体制	
(2) 組織体制の構築及び人員の確保、育成	
(3) 施設の設置等	
(4) 条例・規則の整備及び附属機関の設置	
<b>5 財政影響額の推計</b> . . . . .	<b>15</b>
(1) 中核市移行に伴う歳入影響見込額	
(2) 中核市移行に伴う歳出影響見込額	
(3) 中核市移行に伴う財政影響	
<b>6 今後の取組と主なスケジュール</b> . . . . .	<b>17</b>

# 1 中核市の概要

## (1) 中核市の制度

政令指定都市に次ぐ人口規模を持つ都市の事務権限を強化し、広範な行政権能を付与することで、より住民に身近なところで行政を行うことができるよう、平成7（1995）年に創設されたのが「中核市制度」です。

この制度により、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効率的である事務を除いて中核市に移譲されることになりました。（地方自治法第252条の22）

### 【都市制度ごとの主な事務権限の比較】

※（ ）は自治体数

（平成29（2017）年1月現在）

#### 都道府県（47）

- 精神科病院の設置
- 私立学校の設置認可
- 公害健康被害の補償給付
- 保育士、介護支援専門員の登録
- 臨時の予防接種の実施
- 高等学校の設置管理
- 都市計画区域の指定

#### 指定都市（20）

- 児童相談所の設置
- 病院の開設許可
- 動物取扱業の登録
- 市立高等学校等の設置
- 指定区間外の国道、府道の管理

#### 中核市（48）

- 保健所の設置
- 府費負担教職員の研修
- 大気汚染状況の常時監視
- 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置許可、立入検査
- 幼保連携型認定こども園の設置認可
- 飲食店営業等の許可
- 景観に係る届出
- 児童相談所の設置（任意）

#### 施行時特例市（36）〔現在の寝屋川市〕

（地方自治法改正による特例市制度廃止の際、特例市である市）

- 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理
- 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- 土地区画整理組合の設立の認可
- 計量法に基づく勧告・定期検査

## (2) 中核市が処理する主な事務

中核市に移行することで、多くの事務を本市の権限で処理することができるようになり、より地域の実情に合った柔軟な行政サービスが提供できます。各分野の主な事務は次のとおりです。

行政分野	主な事務
民生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方社会福祉審議会の設置・運営</li> <li>○小児慢性特定疾病に係る事業</li> <li>○母子父子寡婦福祉資金の貸付け</li> <li>○幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監督</li> <li>○軽費老人ホーム等の設置許可、立入検査</li> <li>○生活保護に係る指定医療・介護機関の指定、立入検査</li> </ul>
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症のまん延防止</li> <li>○薬局の開設の許可</li> <li>○特定医療費（指定難病）及び特定疾患の受給申請の受理事務</li> <li>○病院、診療所への報告命令、立入検査</li> <li>○飲食店等の営業の許可、監視指導</li> <li>○理容所、美容所等の開設届の受理、立入検査</li> <li>○精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導</li> <li>○動物の愛護及び管理</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ばい煙発生施設の届出受理、立入検査</li> <li>○石綿排出等作業の届出受理、計画変更命令</li> <li>○廃棄物処理施設の設置許可、立入検査</li> <li>○産業廃棄物処理業の許可、立入検査</li> <li>○大気汚染状況の常時監視</li> </ul>
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、立入検査</li> </ul>
文教	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府費負担教職員の研修</li> <li>○重要文化財に関する現状変更等の許可</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括外部監査の実施(中核市以上の市は実施が義務付けられています)</li> <li>○高度救助隊の設置(平成 21 (2009) 年度に設置済)</li> </ul>

### (3) 全国各市の状況

現在、全国に中核市は48市あります。平成27(2015)年に人口要件が「30万人以上」から「20万人以上」に引き下げられたことで、本市もその要件を満たすこととなりました。現在、本市を含め13市が中核市移行に向けて取組を進めています。

下記の表は、全国の中核市と中核市移行表明の状況です。

#### 【中核市】

(平成29(2017)年4月現在)

北海道	函館市	神奈川県	横須賀市	奈良県	奈良市
	旭川市	富山県	富山市	和歌山県	和歌山市
青森県	青森市	石川県	金沢市	岡山県	倉敷市
	八戸市	長野県	長野市	広島県	呉市
岩手県	盛岡市	岐阜県	岐阜市		福山市
秋田県	秋田市	愛知県	豊橋市	山口県	下関市
福島県	郡山市		岡崎市	香川県	高松市
	いわき市		豊田市	愛媛県	松山市
栃木県	宇都宮市	滋賀県	大津市	高知県	高知市
群馬県	前橋市	大阪府	豊中市	福岡県	久留米市
	高崎市		高槻市	長崎県	長崎市
埼玉県	川越市		枚方市		佐世保市
	越谷市		東大阪市	大分県	大分市
千葉県	船橋市	兵庫県	姫路市	宮崎県	宮崎市
	柏市		尼崎市	鹿児島県	鹿児島市
東京都	八王子市		西宮市	沖縄県	那覇市

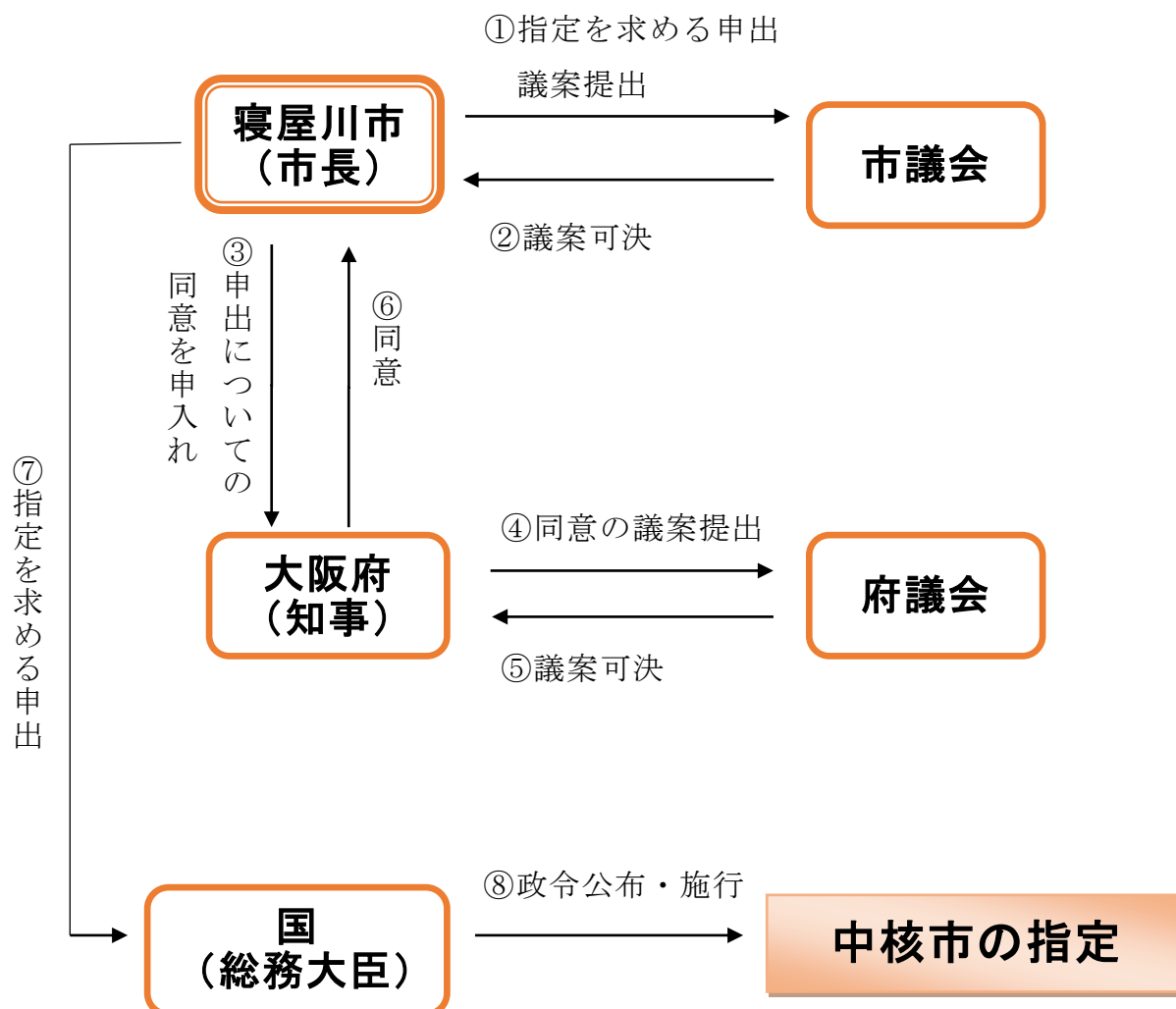
#### 【中核市移行表明状況】

(平成29(2017)年4月現在)

移行予定時期	市名
平成30年4月(2018年)	福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市
平成31年4月(2019年)	山形市、福井市、甲府市、 <b>寝屋川市</b>
平成32年4月(2020年)	水戸市、松本市、吹田市

#### (4) 中核市指定の手續

中核市の指定に係る手續は、次のとおりです。



## 2 中核市移行の基本的な考え方

### (1) 国・府の地方分権改革

近年の社会経済情勢の変化により、行政ニーズも多様化が進み、地域の実情に合ったきめ細かな対応が求められるようになりました。その中で、国によって、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が行うとする考えの下、地方分権改革の取組が進められてきました。

国においては、平成5（1993）年の「地方分権の推進に関する決議」以降、第一次地方分権改革、平成18（2006）年からの第二次地方分権改革を経て、地方分権の取組が進められてきました。

府においては、平成9（1997）年に創設された大阪版地方分権推進制度を始め、平成21（2009）年に策定された「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、府内市町村への事務権限の移譲が進められました。また、本年3月には同ビジョンの改訂版が策定され、平成42（2030）年頃に府内の基礎自治体が、中核市又は中核市並みの機能を有するという目標を明確にし、積極的な取組を進めています。

### (2) 本市の考えとこれまでの取組

本市は、地方分権改革の趣旨の下、市民への行政サービスを充実するには、より行政権能を拡大させ、自己責任、自己決定によるまちづくりが重要であるとの観点で、平成13（2001）年4月に特例市となりました。

また、大阪版地方分権推進制度による府からの事務移譲にも積極的に取り組み、特例市権限である市街地再開発事業の施行地区内における建築の許可や開発行為の許可、土地区画整理事業の認可に加え、旅券発給事務や身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付など、市民の利便性の向上を図り、特色あるまちづくりを推進してきました。



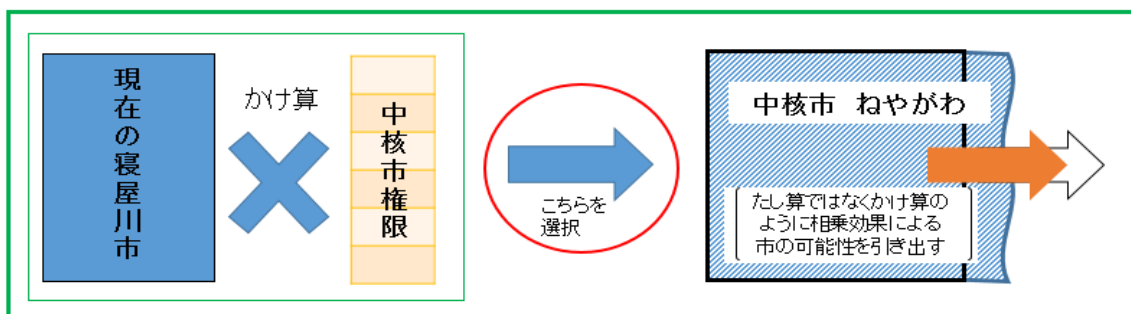
### (3) 本市の課題と今後求められる対策

少子高齢化、人口減少の進行といった大きな課題に対して、国では、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、各市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するなど、地方創生の取組を進めています。

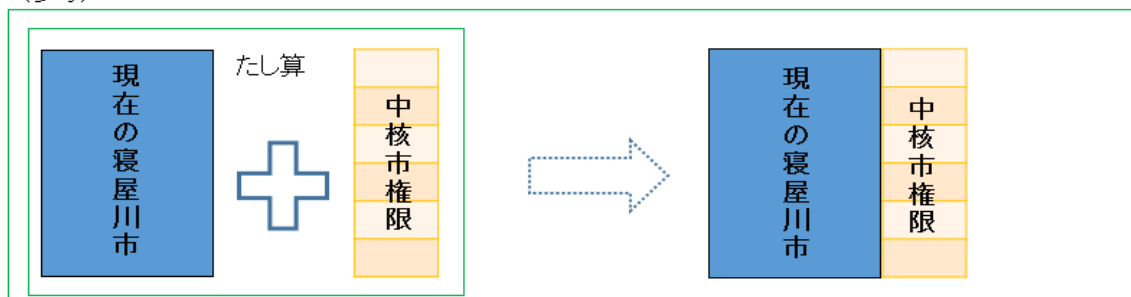
そして、住民に最も身近な基礎自治体である各市町村は、地域の特性に即した課題解決を図るなど、その役割がこれまで以上に重要になっています。

本市が市民ニーズを踏まえ、独自のまちづくりを今後更に展開していくためには、必要な財源を確保した上で、自らの考えと責任によるまちの魅力の創造を図り、北河内地域の、府域の、国の中核を担う都市として、都市格を高めることが必要不可欠です。

中核市に移行することによって、保健所の運営など多くの事務が府から移譲され、本市の行政権能がこれまで以上に拡充しますが、単に府がやっていたことをそのまま引き継ぐような“たし算”の考えではなく、現在本市が行っている施策と中核市に与えられる事務や権能を“かけ合わせる”(=「かけ算」)ことによる「相乗効果」を最大のメリットとして考え、より多様な市民ニーズを反映したきめ細かな行政サービスの提供と、特色ある新たな施策の展開を進めていきます。



(参考)



#### (4) 移行により目指す都市像

中核市移行に伴って、多くの新たな事務権限が移譲されます。

この移譲を「単純な権限の増加」ではなく「現在の市が有する権限との相乗効果を生み出すチャンス」と捉え、また、中核市移行は将来へのまちづくりのスタートであるということから、「**命(いのち)**」、「**生活(くらし)**」、「**未来(みらい)**」という3つの観点で、本市の行政サービスの向上と都市格の向上を図り、市民にいつまでも愛される【**命と笑顔が輝くまち**】を目指します。



### 3 新たな事務権限をいかした施策展開

中核市への移行により新たに移譲される事務権限と、現在本市で取り組んでいる施策との相乗効果により、「命（いのち）」・「生活（くらし）」・「未来（みらい）」という3つの観点から施策展開を進めていきます。

#### (1) 命（いのち）

#### ■〔命・子どもを守る施策<sup>かける</sup>×保健所の設置〕の相乗効果

##### 《現在の市施策》

- ◇ 各種予防接種事業
- ◇ 感染症予防の啓発
- ◇ 健康管理施策の推進
- ◇ 健康づくりの啓発、普及
- ◇ 食育の推進
- ◇ 子育て支援事業

など



##### 《新たな事務権限》

- ◇ 保健所の設置  
(公衆衛生の拠点として設置、運営)
- ◇ 精神保健・難病対策  
(精神保健相談、難病患者支援等)
- ◇ 感染症対策  
(感染症発生予防、まん延防止等対策)

など

#### <保健所の機能を活用し、市民の命と健康を守ります>

##### 現状の主な課題

- 子どもから高齢者まで、市民の命を守る施策の更なる充実
- 市福祉窓口と府保健所に相談が必要なサービスのワンストップ化による利便性の向上
- 災害時医療対策など、より迅速に対応できる体制の強化



##### 中核市 ねやがわ

- ☆ 保健所を核に分野を越えた体制で市民ニーズに迅速に対応し、セーフティネットを強化します。
- ☆ 保健福祉センター内に精神保健、難病等の保健所窓口を設置し、円滑な支援・相談体制を構築します。
- ☆ 医師会・歯科医師会・薬剤師会など関係機関との連携を更に強化し、危機事象への備えを充実します。

## (2) 生活(くらし)

### ■〔生活・まちを守る施策 × 許認可権限の強化・利便性の向上〕の相乗効果

#### 《現在の市施策》

- ◇ 一般廃棄物処理業の許可等
- ◇ 母子父子寡婦福祉資金貸付金受付事務
- ◇ 社会福祉法人、社会福祉施設等の認可、指導監督
- ◇ 飼い犬登録と狂犬病予防・害獣、害虫対策

など

かける



#### 《新たな事務権限》

- ◇ 環境事業者の設置許可・立入検査(産業廃棄物関係事業の許可等)
- ◇ 大気汚染状況の常時監視
- ◇ 母子父子寡婦福祉資金貸付金審査・交付事務
- ◇ 認可、指導監督等を行う社会福祉施設等の対象拡大
- ◇ 犬・猫の引取り・負傷犬の收容
- ◇ 飲食業者等への衛生管理指導

など

### <安全安心で暮らしやすいまちを整備します>

#### 現状の主な課題

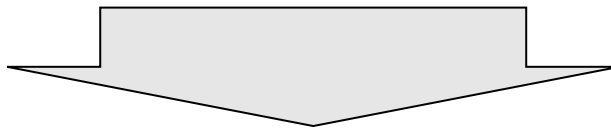
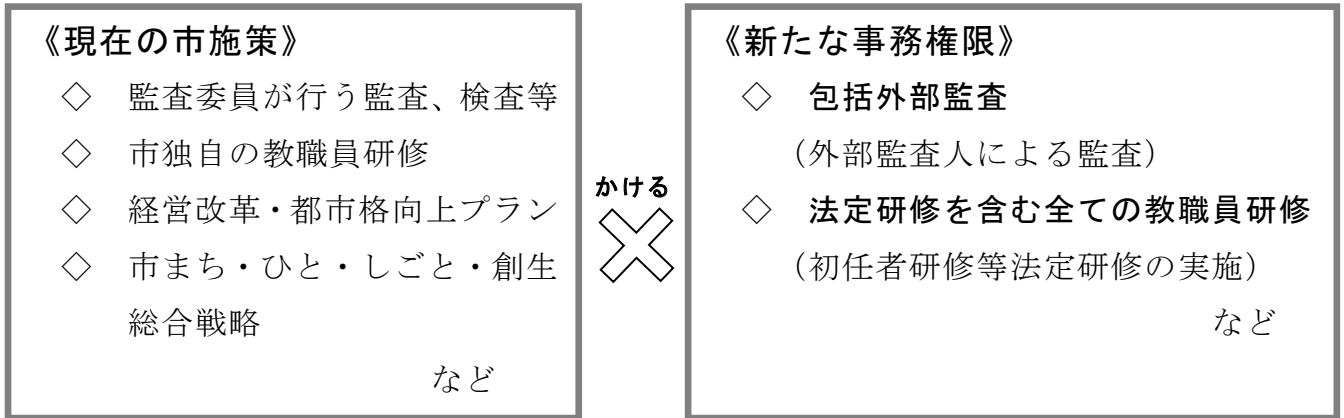
- 福祉・環境・飲食関係事業者の認可や指導などの一元化により、暮らしの安全安心を向上
- 市と府それぞれで手続をしていた福祉・環境関係の行政サービスのワンストップ化で利便性の向上
- 犬や猫・その他動物や虫についての相談窓口の明確化

#### 中核市 ねやがわ

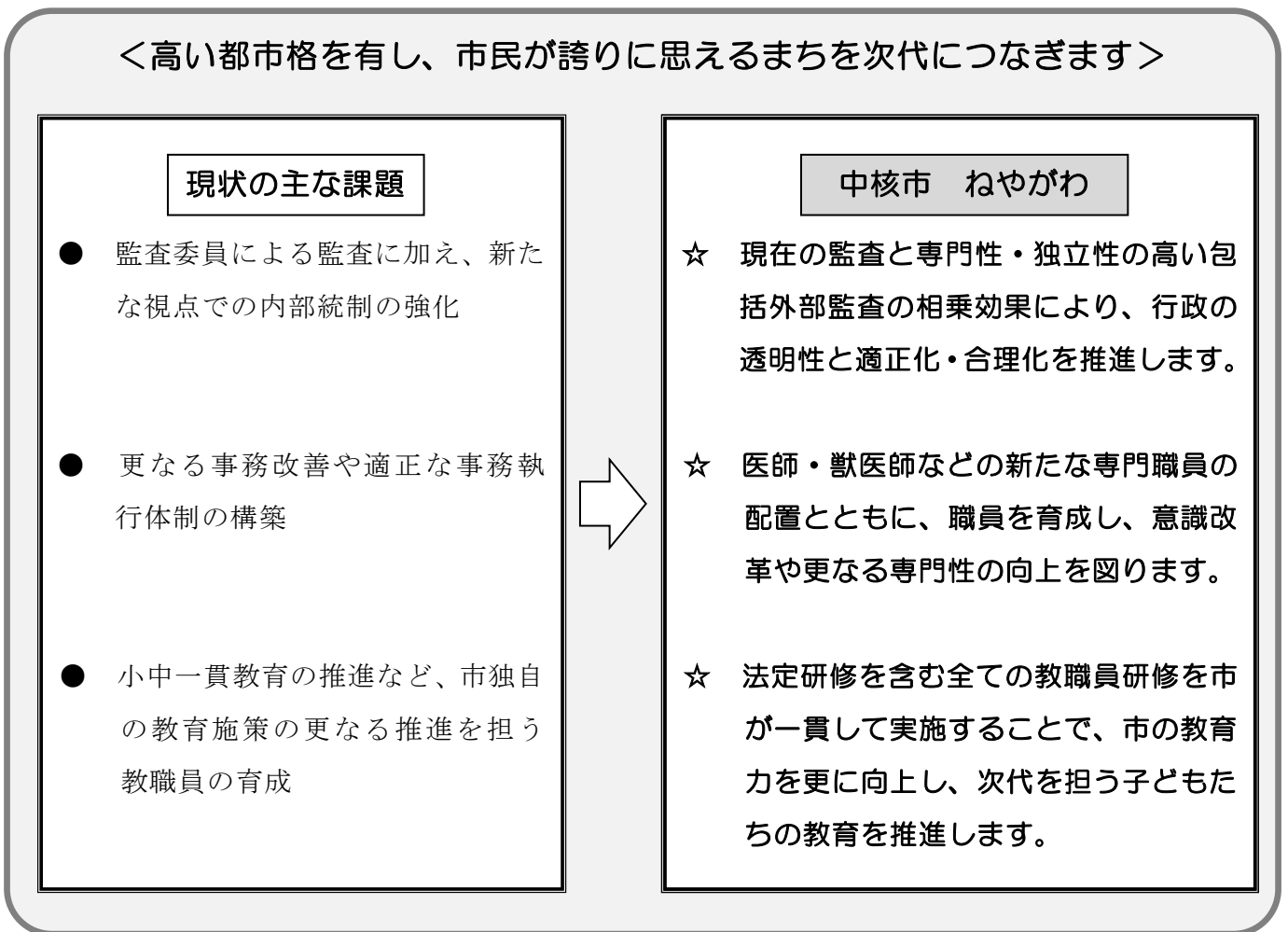
- ☆ 認可や指導を行う事業者等の対象を拡大し、迅速で一貫した対応体制を構築します。
- ☆ 市への直接申請を拡充し、手続期間の短縮や利便性の向上を図り、申請手続のワンストップ化を更に推進します。
- ☆ 動物(害獣・害虫含む)に係る窓口を保健所に一元化します。

### (3) 未来 (みらい)

#### ■ [次代につなぐ施策 ×<sup>かける</sup> 都市格の向上] の相乗効果



#### <高い都市格を有し、市民が誇りに思えるまちを次代につなぎます>



## 4 中核市移行に向けた準備

### (1) これまでの主な取組と準備検討体制

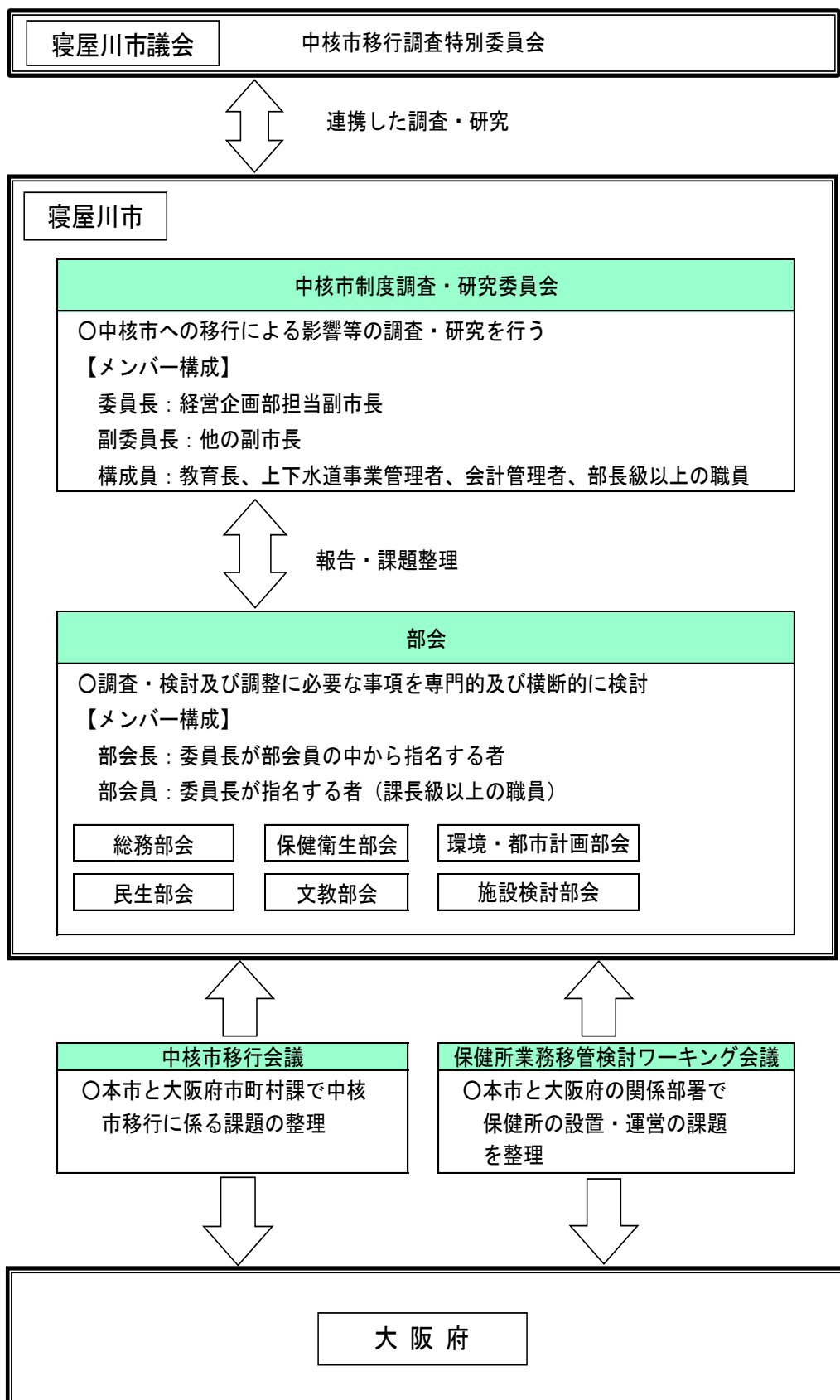
平成 27（2015）年施行の改正地方自治法を受け、中核市移行についての調査・研究を行い、平成 28（2016）年 3 月に、「中核市移行に関する検討調査報告書」をとりまとめ、6 月の中核市移行を表明後、庁内において移行に係る組織体制の整備を行いました。また、市議会においても中核市移行調査特別委員会が設置されました。

以降、府と共に中核市移行会議、保健所業務移管検討ワーキング会議を設置するなど、連携を図りながら中核市事務の検討を進めてきました。

#### 【これまでの主な取組】

平成 28（2016）年	
3 月	「中核市移行に関する検討調査報告書」の公表
4 月	庁内検討組織として中核市制度調査・研究委員会を設置
6 月	中核市への移行を表明
7 月	中核市調査課を設置 府に支援協力を要請
8 月	市議会による中核市移行調査特別委員会の設置 大阪府・寝屋川市中核市移行会議の設置
9 月	大阪府・寝屋川市保健所業務移管検討ワーキング会議の設置
11 月	府から移譲予定事務の提示
平成 29（2017）年	
4 月	中核市推進課を設置（中核市調査課から改組） 保健所準備室を設置 府移譲事務説明会の実施

【 準備検討体制等 】





## (2) 組織体制の構築及び人員の確保、育成

中核市移行に伴う組織体制については、中核市の責務を確実に果たすための組織体制の整備や専門的な知識・資格を有する人員を要するため、第6期定員適正化計画等を踏まえ、下記の体制を構築し、円滑な事務遂行を図ります。なお、高度救助隊については、本市が構成団体となっている一部事務組合（枚方寝屋川消防組合）において平成21（2009）年度に既に設置しています。

また、中核市移行後の円滑な事務遂行に向けた準備を進めるため、移行前に府へ職員の派遣研修を行うとともに、庁内研修の充実を図ります。

※記載内容は現時点での予定です。

### 【所掌事務及び新設予定の課等】

行政分野	組織体制
民生	○社会福祉法人や社会福祉施設等の認可等及び監査に関する事務を所管する部署（指導監査課）
保健衛生	○保健所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理、病院等を所管する部署（保健総務課）</li> <li>・食品衛生・生活衛生・動物に関わる事務を所管する部署（保健衛生課）</li> <li>・感染症・難病・精神保健等の対策を所管する部署（保健予防課）</li> <li>・健康づくりを所管する部署（健康づくり推進課）</li> </ul>
環境	○産業廃棄物処理業に係る許認可等に関する事務を所管する部署（環境保全室）

### 【新たに必要と見込まれる人員】

行政分野	人数
民生行政に関する事務	6人
保健衛生行政に関する事務	32人
環境行政に関する事務	7人
文教行政に関する事務	2人
合計	47人



### (3) 施設の設置等

#### 保健所の設置

中核市への移行に伴い、保健所を設置するに当たっては、府の保健所施設（現寝屋川保健所）を活用します。

また、保健所の役割や専門性等を現在の市施策にいかし、保健福祉行政の機能強化と市民の利便性を更に向上するため、保健福祉センター内に精神保健、難病等の保健所窓口を設置し、円滑な支援・相談体制を構築します。

#### 教育研修センターの移転

中核市への移行に伴い、教職員研修は全て本市が行います。本市の教育方針や教育課題に応じたより実践的な内容で実施することや研修回数の増加に対応するため、旧明德小学校に教育研修センターを移転します。

### (4) 条例・規則の整備及び附属機関の設置

中核市への移行に伴い、移譲事務を実施するための条例・規則等の例規整備や審議会等の附属機関の設置が必要となります。計画的に準備を進めるとともに、審議会等の設置については、既存の審議会等の見直しを含め、効果的な運用を進めていきます。

※記載内容は現時点での予定です。

<b>整備が必要と見込まれる条例</b>	
保健所条例（制定）	
食品衛生法施行条例（制定）	
外部監査契約に基づく監査に関する条例（制定）	
教育研修センター設置条例（改正）	他 43 件
<b>整備が必要と見込まれる規則</b>	
母子父子寡婦福祉資金貸付規則（制定）	
小児慢性特定疾病に関する医療費の支給に関する規則（制定）	
療育給付規則（制定）	他 52 件
<b>設置が必要と見込まれる審議会等</b>	
地方社会福祉審議会	
小児慢性特定疾病審査会	他 12 審議会

## 5 財政影響額の推計

### (1) 中核市移行に伴う歳入影響見込額

中核市移行に伴う影響として、普通交付税における基準財政需要額の増加や、府における平成 27（2015）年度決算額等をベースに、国からの補助金の増加のほか、府から受けていた補助金や負担金の減額を見込み、下記の表のとおり推計しており、約 8 億 8,200 万円の増加を見込んでいます。

（単位：千円）

項目	影響見込額	内容等
地方交付税等 （平成 28(2016)年 度算定ベース）	1,062,000	普通交付税等 1,028,900 特別交付税 33,100 計 1,062,000
国庫支出金	77,000	事務移譲等による増額分 （小児慢性特定疾病医療費助成、特定 不妊治療助成など）
府支出金	▲276,000	事務移譲等による減額分 （生活保護費府負担金、地域福祉・子 育て支援交付金など）
手数料等	19,000	保健所事務手数料など
<b>歳入影響額</b>	<b>882,000</b>	

### (2) 中核市移行に伴う歳出影響見込額

法定移譲される事務等の増加に伴う事業費に係る影響額を、府における平成 27（2015）年度決算額をベースに一定の経費を勘案して試算しています。また、人件費については、新たに必要と見込まれる人員を 47 人と想定し試算しています。

推計内容は、次ページの表に記載のとおりで、約 8 億 6,500 万円の増加を見込んでいます。

(単位：千円)

項目	影響見込額	内容等
事業費	491,000	移譲事務への対応に伴う増加額
(内訳) 民生行政	243,000	社会福祉法人への助成など
保健衛生行政	179,000	保健所の運営など
環境行政	5,000	産業廃棄物対策など
文教行政	2,000	教職員研修など
その他	62,000	包括外部監査など
人件費	374,000	新たに必要と見込まれる人員の人件費 (47人分)
歳出影響額	865,000	

### (3) 中核市移行に伴う財政影響

歳入、歳出それぞれの影響を集計したものが下記の表です。中核市移行に伴う財政影響について、現時点の試算では事務の移譲に伴い増額される財源の範囲内での対応が可能と見込んでいます。

なお、下記には、中核市移行に伴うシステム改修等の初期経費は含めておりませんが、移行期の初期経費に相当する費用については、府の市町村振興補助金等により、経費の一部が措置されるものと見込んでいます。

(単位：千円)

項目	影響見込額	内容等
歳入影響額	882,000	地方交付税等
歳出影響額	865,000	事業費・人件費
差引	17,000	

※この試算は、今後、府から提供される情報の更新や制度改正等により変動する場合があります。

## 6 今後の取組と主なスケジュール

平成 31（2019）年 4 月の中核市移行に向け、概ね下記のスケジュールで国や府との協議を進めていきます。

また、中核市移行に向け、目指す都市像や移行による効果などを、市広報誌や市ホームページへの掲載など様々な手法を活用し、より分かりやすく市民への周知を行います。

平成 29（2017）年	
11 月 ～1 月	国（総務省・厚生労働省）との事前協議
平成 30（2018）年	
3 月	市議会に「中核市指定を求める申出」に係る議案を提出
4 月	府に「中核市指定の同意」に係る申入れ
8 月	国（総務大臣）に中核市指定を求める申出
10 月	国による「中核市指定」に係る閣議決定、政令公布
12 月	市議会に関係条例の制定等に係る議案を提出
平成 31（2019）年	
3 月	市と府による事務引継書の締結
4 月	中核市に移行、寝屋川市保健所を開設

※国や府との調整等により、時期が前後する可能性があります。



**寝屋川市中核市移行基本方針**  
**(平成 29 (2017) 年 11 月 策定)**

**[問い合わせ先]**

担当：寝屋川市経営企画部都市プロモーション課  
住所：〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号  
電話：072-824-1181 (代表)